

令和元年 7 月

新川広域圏事務組合議会 7 月定例会会議録

令和元年 7 月 3 0 日開会

令和元年 7 月 3 0 日閉会

新川広域圏事務組合

令和元年7月30日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号、報告第1号及び報告第2号並びに認定第1号について
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 議案第3号及び認定第1号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	浜田泰友君	2番	石倉彰君
3番	関口雅治君	4番	寺崎孝洋君
5番	木島信秋君	6番	伊東景治君
7番	辻泰久君	8番	新村文幸君
9番	佐藤一仁君	10番	松澤孝浩君
11番	元島正隆君	12番	加藤好進君
13番	西岡良則君		

説明のため出席した者

理事長	村椿晃君	副理事長	大野久芳君
副理事長	笹島春人君	理事	笹原靖直君
会計管理者	山岡晃君	事務局長	森田薫君
総務課長	飛島力君	業務課長	尾山茂君
エコぽ〜と 所長	松野龍一君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所長	立野宏君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長	赤坂光俊君
黒部市総務企画部次長・企画政策課長	島田恭宏君
入善町参事・企画財政課長	竹島秀浩君
朝日町企画振興課長	水野真也君
総務係長	森義雄君
総務課主任	河崎拓也君

午前10時 開会

「開会宣告」

○議長（辻泰久君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、令和元年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（辻泰久君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（辻泰久君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、1番 浜田泰友君、8番 新村文幸君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（辻泰久君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第3号、報告第1号及び報告第2号並びに認定第1号」

○議長（辻泰久君） 日程第3 本会議に付議されております議案第3号、報告第1号及び報告第2号並びに認定第1号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（辻泰久君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） おはようございます。本日、新しい元号「令和」のもとで最初の新川広域圏事務組合議会7月定例会が開催されるにあたりまして、組合運営について所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました案件について、その概要を御説明申し上げます。この度、天皇陛下が御即位されるとともに、元号が「令和」へと改められました。新しい時代を迎えたことを新川圏域の皆様とお祝いをし、「令和」という時代が平和で災害のない明るい時代となることを心から願っております。新川圏域におきましても、これまで同様に2市2町がしっかりと団結し、より一層互いに支え合い、誰もが共に安心して暮らせる地域であり続けられるよう、皆様と共に地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは初めに、組合施設の運営体制等について申し上げます。組合の保有する施設では平成26年度から宮沢清掃センターのごみ処理業務、平成27年度からクリーンぽ〜と包括的民間委託業務、平成28年度から西部斎場及び東部斎場の火葬業務、さらに本年度から新たにエコぽ〜とのごみ処理業務の一部を業務委託しております。全ての業務は適正に遂行されており、安定的な運営をしている状況であります。今後も委託業務の円滑な実施により、さらなる経費削減や事業の効率化を図り、サービスの向上や住民の皆さんが安全・安心と感じられる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に平成30年度における施設整備状況についてであります。平成29年度から2か年継続事業で実施しておりました宮沢清掃センタービニ・プラ類専用ライン増設工事が平成30年8月22日に竣工いたしました。この工事は抜本的な火災事故再発防止策として実施しており、火災の発生確率が大幅に減少いたしました。これからもごみ分別意識の向上を促す啓発活動を実施し、安全で適正な施設管理に努めてまいります。

エコぽ〜とでは3号炉のバグフィルターろ布の更新や破砕機カッター補修、新川一般廃棄物最終処分場では遮水シート補修を行い施設保全に努めてまいりました。また、老朽化が著しい西部・東部斎場については施設機能調査を実施いたしました。特に竣工から43年が経過している東部斎場は劣化が著しく、建物本体の耐震補強を行っても10年程度の使用が目途との報告でありました。現在、この調査結果を基に、整備方針の検討を始めており、今後、本格的な施設整備に向け準備を行ってまいりたいと考えております。また、環境対策費では指定ごみ袋を共通化するとともに持ち手を付け利便性の向上を図りました。

それでは、今定例会に提出いたしました議案並びに報告について御説明申し上げます。

初めに、議案第3号 新川広域圏事務組合火葬場に関する条例の一部改正についてありますが、これまでは魚津市又は黒部市の方が東部斎場を使用された場合や、あるいは入善町又は朝日町の方が西部斎場を使用された場合、使用料は関係市町以外の扱いとなることから5割増しの使用料を徴収しておりました。今改正では、この使用料の割り増しを廃止して同一の使用料に改めることにより、圏域内の住民の皆さんの経済的な負担の軽減を図るものであります。また、新川広域圏外の方が当組合の斎場を使用された場合の使用料について他団体の例を参考に別に改定したいものでございます。

次に、報告第1号 平成30年度新川広域圏事務組合継続費精算報告書についてありますが、これは平成29年度、30年度の2か年にわたった宮沢清掃センタービニ・プラ類専用ライン増設工事が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 平成30年度新川広域圏事務組合繰越明許費繰越計算書についてありますが、これは内部情報システムの改元委託事業費において新元号の発表が平成31年4月1日となり年度内に事業が完了できなかったことから、新元号発表後の委託業務費27万3,000円を明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

最後に、認定第1号 平成30年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてありますが、平成30年度歳入決算額は18億2,513万4,290円、歳出決算額は17億5,980万2,415円。この結果、歳入歳出差引額は6,533万1,875円となっております。この決算につきましては、6月26日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添えて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものであります。以上、本日提出いたしました議案並びに報告の説明といたします。

何卒、慎重御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（辻泰久君） 日程第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。5番 木島信秋君。

○議員（木島信秋君） おはようございます。昨日からだったですかね、豚コレラの感染の問題が新聞等、テレビ等でも出ておりました。富山県内には19の養豚場があって、約3万頭の豚がいるということで県とすれば万全な対応を取って対応をしたいということでもあります。感染が広がらないことを祈りたいと思います。それから、梅雨明けが2

週間ほど、例年ですと7月9日であったそうでありますけれども少し遅れるということで、いつ暑い夏が来るのだろうと思っていたんですけれども、なかなか来なくて、今日も気温は高いですけれども、何かこうすっきりしないような天候の中でありますけれどもお互い健康管理に万全を期して議員活動に邁進していただきたい、私も頑張ります。

それでは、通告に従い2点について質問をいたします。先ほど理事長からもあったんですけれども、始めに東部斎場及び西部斎場の老朽化に係る年次計画、いわゆる長期的ビジョン作成についてであります。先月6月7日、黒部市議会会派自民同志会8名で新川広域圏の各施設を視察研修してまいりました。始めに魚津市から埋立処分場施設「新川一般廃棄物最終処分場」、平成12年竣工で19年経過しております。次に黒部市にある粗大ごみ処分施設「宮沢清掃センター」粗大ごみ施設は平成2年竣工、29年経過。ビニ・プラ施設は平成30年竣工で、9か月が経過しております。次に入善町にありますし尿処理施設「クリーンぽ〜と」平成22年竣工、9年経過しております。最後に朝日町にあります火葬施設「東部斎場」昭和51年竣工で43年経過であります。ちなみに「西部斎場」は昭和59年竣工で35年経過しております。同じく隣接しております、ごみ焼却施設「エコぽ〜と」平成12年竣工で19年経過ということでありまして、以上、5つの施設を回り、現場の意見も聞いてまいりました。その結果、視察した全議員から東部斎場の緊急対応を指摘する意見が多く出されたのであります。

それでは、東部斎場について、施設概要及び機能の状況を申し上げます。本施設は昭和51年6月の供用開始から43年経過しており、勾配屋根の漏水、陸屋根の防水シートの異常、外壁のクラック、亀裂等、屋内外に経年変化による劣化や老朽化した箇所が随所に見受けられます。具体的に申しますと、機械設備については機器・装置は経年変化により、屋外露出及び防露保温がなされていない配管の老朽化が著しく、機器・装置及び配管の機能回復対策が急務であります。電気設備については、制御盤、分電盤、照明器具等の経年劣化が認められ、特に炉前ホール、収骨室、待合室、屋外の照明器具は劣化が著しいものであります。火葬炉設備については、火葬炉、排ガス処理施設、通風設備、制御設備はかなり劣化しており、稼働中には煙突から黒煙の発生が認められ、耐火煉瓦の補修及び装置・部品の交換を行いながら火葬業務を維持している状況にあります。以上のように建物全体に劣化が著しいことから、使用可能年数については、耐震補強を含む大規模修繕を実施しても、構造体の劣化やこれまでの使用年数を考慮すると、先ほど理事長が言われましたけれども、今後10年程度の使用には不安が残る状況であるという

ことであります。

さらに火葬炉はロストル方式であり、長期使用に難があることから、現有炉が使用できなくなる状況に備え、費用対効果のある早急な対策を講じることが急務であると思うのであります。今後、入善町では新庁舎建設の問題対策が進むと思われれます。また、朝日町においては泊高校の跡地利活用等の問題があり、両町それぞれ財源確保の見通しが課題であると思うのであります。以上のことから、東部斎場の中長期ビジョンを立てる時期が来ているのではないかとということであります。そして利用者数の推移や適正な施設整備の方向性及び場所を決めるべきではないでしょうか。理事長の考え方をお伺いいたします。

また、組合議会としてこれまで平成26年、27年と千葉県銚子市斎場、群馬県の深谷市火葬場を視察したのであります。今年11月にも美濃市の斎場の視察を予定しているとのことですが、今後これからも斎場ばかりの視察になるような気がしてなりません。「迎えが早く来るのでは」と何かそういう気がしてならないのですが、そう思うのは私だけではないと思うものであります。

次に、宮沢清掃センター施設の安全管理等についてであります。宮沢清掃センターではビニ・プラ類専用ライン増設後、順調に稼働しており、今後の施設運営においては、節電や火災のリスクの低減が図られるものと期待しているところではありますが、ライン増設により火災のリスクが皆無となったわけではなく、スプレー缶等の出し方については、引き続き広報誌等で周知を行い、爆発事故の未然防止を図っていただきたいと思っております。

また、新川広域圏の生活環境を守るため、宮沢清掃センターだけでなく、施設全般にわたり関係法令を遵守し、安全で適切な管理運営を行うよう努めていただきたいと思っております。視察先での意見交換の際、他施設の事例でスプレー缶穴あけ機を導入することにより、爆発事故が無くなったとのことでありました。これまで人身事故が無かったことが不思議なくらいであります。是非宮沢清掃センターにおいても、スプレー缶穴あけ機の導入を提案するものであります。理事長の考えをお伺いいたします。以上であります。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 木島議員の御質問にお答えをいたします。東部斎場及び西部斎場の老朽化に係る整備年次計画作成についての御質問でありますけれども、昨年度、斎

場の今後の方針を検討するにあたりまして、先ほども提案理由で申しておりましたけれども火葬炉や建物の状態を把握することを目的といたしました施設機能調査を実施したところであります。議員から詳しく御紹介をいただきましたけれども、その調査報告書の中では、東部斎場につきましては、建物は屋根や外壁の亀裂や剥離が目立ち、雨漏りなどが随所に見られると、耐震補強を含む大規模修繕を実施しましても10年程度の使用にも不安があるというふうにされております。

また、火葬炉につきましてはロストル式、これはオランダ語で火格子ということで、格子の上でお棺を乗せて、燃焼したらばお骨が落ちると、そういう方式ですけど、このロストル式の耐火煉瓦を積んだ旧型の炉でありまして、使用部材の入手ですとか、それを補修する人材の確保が次第に困難になり、将来、計画的な補修が難しくなるということで、新型の台車式セラミック炉に交換するなどの対策を講じる必要があるというふうにこの調査ではされております。報告書及び議員御指摘のとおり、東部斎場の今後につきまして方針の決定や整備計画を作成していくことは急務であるというふうに考えております。

しかしながら一方で、この全面改修をして15年ほど延命を行っていくのか、あるいは新型の特注セラミック炉に更新をしまして30年ほど延命をしていくのか、それとも斎場全て新設をするのか、もしくは、火葬棟のみ新設をし、そのほかの斎場機能の方は思い切って無くするのか、方針には数多くの選択肢がございます。そして、それぞれにメリット・デメリットがあるわけがございます。一番やはり考えなければいけないのは、今後の利用と、それに掛かる経費、費用対効果だと思えます。これらの点を現在、事務局の方におきまして、しっかりと分析・検討をしている最中でありまして、この点につきまして議員の皆さまにも検討結果を報告しながら今後の整備方針についてできるだけ遅くならないように固めていきたいというふうに考えております。

次に、宮沢清掃センターの安全対策に関する御質問について、お答えをいたします。市民町民に対しまして、スプレー缶の出し方につきましては平成26年5月に穴あけされていないスプレー缶やカートリッジボンベが原因と思われ大規模な爆発事故が発生をしたことは皆さま御承知のとおりであります。この爆発事故を受けまして、平成26年11月からスプレー缶、カートリッジボンベ等は穴を開けてガス抜きをしてからレジ袋等の別袋に入れ、「スプレー缶」と明記をいただいてからごみステーションに出すというふうに方式を変更をいたしましたところであります。そして、この変更につきましては、

広域圏のホームページや各市町の広報誌を通じまして住民の皆さまにお知らせをし、周知徹底を図っているところでございます。

このような取り組みを行っているわけでありませけれども、先ほど述べましたとおり別袋での排出によりまして、スプレー缶などと他の粗大・金属ごみを分別はしておりますけれども、そのスプレー缶の中には穴の開いていないものが今年の4月から6月の平均は約2,800本入っているという状況でありました。それらスプレー缶のガスが原因とみられる爆発が、粗大・金属類の処理中にも発生した事例があったことも見受けられております。幸いにも人的被害や設備機器類等の損害はございませんが、そういった爆発が火災につながるということは否定できないと考えております。そこで、スプレー缶に穴を開けて別袋で出すというルールを、広域圏ホームページや広報誌等でさらに住民の皆さまに粘り強く啓発をしていくことがまずは大事だというふうに考えております。ごみを出される住民の皆さまにはお手数をおかけいたしますけれども、安全なごみ処理のため、御理解と御協力を今後一層働きかけていきたいと思っております。

御提案のありましたスプレー缶の穴開け機の導入についてでございますが、宮沢清掃センターへ別袋で搬入されてきたスプレー缶等については、現在の処理の仕方を申し上げますと、穴の開いている、開いていないに関わらず、一つ一つ、現場で全量手作業により職員が穴開け作業を行っているという状況であります。作業従事者の安全性向上と爆発事故防止のためには、防爆対策をされたスプレー缶穴開け機の導入が御指摘のとおり望ましいわけでございます。他自治体での導入事例を調べてみました。簡易なものでも500万円程度の費用がかかるという状況にあります。この点も含めまして、費用対効果も含めた検討を早急に行って、どのような対策が取れるかを考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（辻泰久君） 5番 木島信秋君。

○議員（木島信秋君） ありがとうございます。初めにスプレー缶の穴あけ機導入の件でありますけれども、本数を聞いて少しびっくりしたところであります。2,800本というと大変な数ですね。そういうことを思うと500万円、私が聞いていたのは400万円から500万円の間ぐらいですよというような話を聞いていたものですから、100万円ずつ出されればなんとかポケットマネーでもできるのかなというような感じで思っていたものですから、それで人身事故や施設の被害を防げるのなら、是非、導入していただきたいなというふうに思います。というのは、要するに住民に対する啓発を片方でやりながら、

自分たちの方でも対策をやっていくと、二段構えというのはものすごく大事だと思う。住民にばかりあなたたちしっかり守って出さないと言っていて、それで事故が皆無になるということはまずあり得ないことですので、二段構えで我々の方もそういったことをきちんとやるのだということも住民に知らせながらやっていくことが大事だと思いますので、是非、導入をお願いしたいと思います。

それから、斎場については本当に、私がもし故人、亡くなった人間だったら大変失礼ですけど、東部斎場では止めてくれと、本当に大変失礼な言い方ですけど、それくらい劣化しているということを言いたい訳であります。最後のセレモニー、そして最後の見送りをされる方はどう思っておられるのかなというのが本当にあそこを視察してそう思いました。そういう意味でも今の東部と西部に二つあるのを選択肢はいろいろあるわけでありましてけれども、これは先ほど理事長が言われましたので私の方からはあえて言いませんけれども、そういった選択の中であるいは3年計画、あるいは5年計画、あるいは10年、中長期的なものをしっかりと出してですね、難しい問題ですから特にそう思うのであります。是非、そういった計画の中で進めていただければということでありまして。以上で終わります。

○議長（辻泰久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（辻泰久君） ただいま議題となっております議案第3号及び認定第1号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（辻泰久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第3号及び認定第1号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 10番 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） それでは、総務広域常任委員会委員長の松澤です。審査結果について御報告をいたします。本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第3号及び認定第1号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、議案第3号については、全会一致で原案どおり可決、また、認定第1号についても、全会一致で認定すべきものと決しました。大変多くの意見をいただきました。非常にスムーズな委員会運営でありましたが、まず議案第3号については前回、浜田議員が提案された内容について理事長として責任を果たされたような気がいたします。

しかしながら、今回町外においての火葬料金についてはそれぞれ決定されたわけですが、先ほど木島議員が質問されたとおり、将来的に火葬場の大規模改修なのか、新たな新設なのかということ踏まえると現状の町内における火葬料金が1万円ということが妥当なのか、いつかは改正しなければいけないということも含めると、今回質問された内容については理事長をはじめ、ここにおいで首長の皆さん、早期な判断をするともに、今回は町外だけにおいてこの料金であるが、将来的にこの料金の設定については様々な議論をもたらすものというふうな意識を持ったところであります。

その中で、今後の運営については、先ほど木島議員が再質問をされて答弁を求められるのかと思いましたが、火葬場の今後のスケジュール等についても、今後、当局と共に我々議会と積極的に日程を決めていくということが今後大切なものというふうに思います。その点で、一点であります以前この新川広域圏で東北地方に視察へ行った時のことを今でも覚えておりますが、東日本大震災の際に多くの人命が失われたという中で一番大変だったことは何かというふうに聞きますと、火葬場が被災して火葬できなかったということでもあります。それが3月から夏場にかけて遺体安置所には200体近くの御遺体が安置されていたというふうに聞きます。その中で、火葬場がないために、それをどう処分するのだということがかなり議論になった際、一旦土葬を行って、火葬ができる状況になるまでしたという話を聞いた時に、震災で近隣の市町村に運べなかったということも聞きました。そういう何が起きるか分からない中で、やはり耐震構造になって

いないということは大きな問題であり、今後の大きな課題の一つにそういう部分もあったということ、理事長をはじめ首長の皆さんに御理解をいただきながら備えあれば憂いなしということでもあります。災害を見据えたような形で一刻も早い修繕を願うものがあります。今後、広域圏については決算認定にもありましたとおり、運営についても盛んに8月5日の月曜日に皆さん方と意見交換をするわけですが、その際にも様々な意見を述べると思いますが、執行部においては適切なる判断と今後の展開について御理解、御指導を賜りますことを切にお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。以上で終わります。

「質 疑」

○議長（辻泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（辻泰久君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 討論がないようですので、討論を終わります。

「採 決」

○議長（辻泰久君） これより採決いたします。

まず、議案第3号について、採決いたします。

総務広域常任委員会委員長の報告は、原案どおり可決すべきとのことであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案第3号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号を採決いたします。総務広域常任委員会委員長の報告は、認定すべ

きとのことでもあります。

お諮りいたします。

ただいまの認定第1号を認定すると決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの認定第1号は認定することに決しました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻泰久君） 日程第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもって御協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和元年新川広域圏事務組合議会7月定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会